

- 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するため、有資格者となるための都道府県知事が行う研修(以下「認定研修」という。)とする。
- 認定研修は、一定の知識・技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するためのものである。このため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことが目的であり、講義を中心として効果的に行うことによりその目的を達成することとする。

研修内容等 (案)

実施主体	都道府県(都道府県が適当と認める民間団体等に委託可)
定員	1回の研修の定員は、おおむね100名程度を想定
研修項目・科目及び時間数等	研修項目・科目等は、別紙のとおり(各科目ごとに、研修終了時にレポートを提出) 時間数は、講義及び演習を合わせて●●時間程度 特に、講師の選定に当たっては、認定研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
科目の一部免除	既に取得している資格等に応じて、研修科目の一部免除方式を導入(第3回で検討)
研修期間	原則として●か月以内で実施
研修教材	各科目の内容を網羅し、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用
受講場所	原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講
修了認定	都道府県は、認定研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定研修修了証(仮称)」を都道府県知事名で交付

実施方法(例)

【16科目×90分=1,440分(合計24時間)の場合】

- 1日90分の講義・演習を4科目(4コマ)[午前・午後]で計4日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目
10:00~10:30	ガイダンス			
10:30~12:00	講義・演習①	講義・演習⑤	講義・演習⑨	講義・演習⑬
昼食(12:00~13:00)				
13:00~14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑩	講義・演習⑭
休憩(14:30~14:40)				
14:40~16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑪	講義・演習⑮
休憩(16:10~16:20)				
16:20~17:50	講義・演習④	講義・演習⑧	講義・演習⑫	講義・演習⑯

- 1日90分の講義・演習を4科目(4コマ)[午前・午後]で2日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で4日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
10:00~10:30	ガイダンス					
10:30~12:00	講義・演習①	講義・演習⑤				
昼食(12:00~13:00)						
13:00~14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30~14:40)						
14:40~16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10~16:20)						
16:20~17:50	講義・演習④	講義・演習⑧				

- 1日90分の講義・演習を3科目(3コマ)[午後のみ]で4日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で2日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
12:30~13:00	ガイダンス					
13:00~14:30	講義・演習①	講義・演習④	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑬	講義・演習⑯
休憩(14:30~14:40)						
14:40~16:10	講義・演習②	講義・演習⑤	講義・演習⑧	講義・演習⑪	講義・演習⑭	講義・演習⑰
休憩(16:10~16:20)						
16:20~17:50	講義・演習③	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑫		

主な検討課題

- 現場実習を実施するかどうか。
- 認定研修のカリキュラムをすべて修了せずに他の都道府県に転居することになった場合等における既修了科目の取り扱いをどうするか。
- 通信学習(講習)を導入するかどうか。
- 受講料をどのように設定するか。

【参 考】

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(抄)
(職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)

若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業業者等」という。)であって、一年以上児童福祉事業に従事したもの

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業業者等であり、かつ、一年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

別紙

放課後児童支援員に係る都道府県認定研修の項目・科目及び時間数(案)

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解【4.5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割
- ③ 放課後児童クラブに関連する子ども家庭福祉施策

2. 子どもの発達等についての基礎知識【6.0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解の基礎
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解の基礎
- ⑦ 養育困難な家庭の子ども・保護を必要とする子どもと社会的養護の理解

3. 放課後児童クラブにおける子ども・保護者支援のあり方【7.5時間(90分×5)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と遊び支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援
- ⑪ 保護者との連携・支援
- ⑫ 学校・地域との連携

4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの健康管理・情緒の安定及びおやつと食の安全(アレルギー対応等)
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

5. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理

合計 24時間(16科目)

各科目ごとのねらい・講師要件（案）【項目1】

項目名	1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名	1-① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容【講義】
ねらい	・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の目的・役割について理解する。 ・事業に関する法律、政省令及び通知等について理解する。 ・放課後児童支援員の資格制度について理解する。
講師要件	行政担当者など

項目名	1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名	1-② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割【講義】
ねらい	・放課後児童クラブが、子どもや保護者の人権を尊重し、法令を遵守して、社会的信頼を得て行わなければならないことを理解する。 ・放課後児童クラブの目的に即した機能・役割について理解する。
講師要件	放課後児童クラブ実務経験者など

項目名	1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名	1-③ 放課後児童クラブに関連する子ども家庭福祉施策【講義】
ねらい	・放課後児童クラブと関わりのある子ども家庭福祉施策の現状と内容を学ぶ。 ・放課後児童クラブが、関連する子ども家庭福祉施策と連携・協力をして事業運営を進めることの必要性について理解する。
講師要件	学識経験者など

5

各科目ごとのねらい・講師要件（案）【項目2】

項目名	2. 子どもの発達等についての基礎知識
科目名	2-④ 子どもの発達理解の基礎【講義】
ねらい	・子どもの育成支援には、経験(実践的な知識)とともに、子どもの発達を理解することの大切さを学ぶ。 ・子どもの発達理解の基礎を学ぶ。 ・発達理解のための自己学習の教材と学習方法を学ぶ。
講師要件	学識経験者など

項目名	2. 子どもの発達についての基礎知識
科目名	2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達【講義】
ねらい	・児童期の生活面に視点を当てて、発達理解についての基礎を学ぶ。 ・児童期の発達について自己学習するための教材と学習方法を学ぶ。
講師要件	学識経験者など

項目名	2. 子どもの発達についての基礎知識
科目名	2-⑥ 障害のある子どもの理解の基礎【講義】
ねらい	・障害のある子どもの育成支援を進めるために求められる障害理解の基礎を学ぶ。 ・障害理解のための自己学習の教材と学習方法を学ぶ。
講師要件	学識経験者など

項目名	2. 子どもの発達についての基礎知識
科目名	2-⑦ 養育困難な家庭の子ども・保護を必要とする子どもと社会的養護の理解【講義】
ねらい	・養育困難な家庭の子ども・保護を必要とする子どもに関する制度と事業の実際について理解する。 ・それぞれの制度、事業で把握されている子どもと家庭の実態と課題について理解する。 ・養育困難な家庭の子ども・保護を必要とする子どもについて、それぞれの事業などと協力して放課後児童クラブが取り組むべきこと・出来ることを学ぶ。
講師要件	学識経験者、児童相談所実務経験者など

6

各科目ごとのねらい・講師要件（案）【項目3の1】

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子ども・保護者支援のあり方
科目名	3-⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援【講義】
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが放課後児童クラブに通うことの必要性和クラブでの遊び・生活の意味を子どもの視点で捉え、理解する。 ・子どもに必要となる育成支援の内容と、留意すべき事項について理解する。 ・育成支援の技法(コミュニケーションの方法、場の理解やトラブルの予防と対応、個人・集団別支援計画等)を学ぶ。
講師要件	放課後児童クラブ実務経験者など

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子ども・保護者支援のあり方
科目名	3-⑨ 子どもの遊びの理解と遊び支援【講義】
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブにおける子どもの生活の中での遊びの大切さについて理解する。 ・子どもの遊びへの放課後児童支援員の対応の在り方について理解する。
講師要件	放課後児童クラブ実務経験者など

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子ども・保護者支援のあり方
科目名	3-⑩ 障害のある子どもの育成支援【講義】
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受け入れ体制のあり方について理解する。 ・放課後児童クラブでの育成支援に当たって留意すること、保護者支援や関係機関等との連携のあり方について理解する。
講師要件	放課後児童クラブ実務経験者など

7

各科目ごとのねらい・講師要件（案）【項目3の2】

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子ども・保護者支援のあり方
科目名	3-⑪ 保護者との連携・支援【講義】
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと保護者が安心して利用できる放課後児童クラブにするために求められる保護者との関わりのあり方について理解する。 ・保護者との情報交換・保護者からの相談・保護者組織との協力等についての対応の在り方について理解する。
講師要件	放課後児童クラブ実務経験者など

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子ども・保護者支援のあり方
科目名	3-⑫ 学校・地域との連携【講義】
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携の必要性とその方法について理解する。 ・保育所・幼稚園等との連携の必要性とその方法について理解する。 ・地域との連携の必要性とその方法について理解する。
講師要件	学識経験者など

8

各科目ごとのねらい・講師要件（案）【項目4】

項目名	4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	4-⑬ 子どもの健康管理・情緒の安定及びおやつと食の安全(アレルギー対応等)【講義】
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブに通う子どもの特性に配慮した子どもの健康管理・情緒の安定の必要性と取り組むべき事項について理解する。 ・おやつを安全に楽しく提供できる環境をつくることの必要性について理解する。 ・食物アレルギー等の基礎的な知識を学ぶ。
講師要件	養護教諭、管理栄養士など

項目名	4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	4-⑭ 安全対策・緊急時対応【講義】
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブで取り組む必要のある安全対策・緊急時対応の基本について理解する。 ・安全対策・緊急時対応についての具体的な取り組みの内容について理解する。
講師要件	放課後児童クラブ実務経験者、児童福祉施設長経験者など

9

各科目ごとのねらい・講師要件（案）【項目5】

項目名	5. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	5-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容【講義】
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員に求められる資質・技能について理解する。 ・放課後児童支援員の仕事の基本的な内容について理解する。
講師要件	放課後児童クラブ実務経験者など

項目名	5. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	5-⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理【講義】
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの運営管理に関する基礎的な事項について理解する。 ・放課後児童クラブ・放課後児童支援員の社会的責任と実際に仕事を進めるうえでの職場倫理の必要性について理解する。
講師要件	放課後児童クラブ実務経験者、児童福祉施設長経験者など

10

【認定制度の仕組み骨子】

事項	主な内容
1. 認定要件	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、都道府県知事が行う研修(以下「認定研修」という。)の全科目を履修し、放課後児童指導員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者
2. 認定主体	都道府県(委託は不可)
3. 認定手続	都道府県は、認定研修を修了したものに対して、国が定める全国共通様式の「放課後児童支援員認定研修修了証(仮称)」「賞状形式及び携帯用形式」を交付し、修了証を交付したものの必要事項を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿(仮称)」の作成・管理を行う。
4. 認定取消	認定を受けた者が、次の事由に該当する場合には、都道府県は、当該者を認定者名簿からの削除を可能とする。[①虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合、②虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合、③秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合、④その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など]

(※)制度の詳細については、引き続き検討



【今後の検討課題】

- 認定者名簿の必要事項の記載内容の範囲について
- 都道府県が管理する認定者名簿の取り扱いについて
- 認定者名簿に記載した登録内容の変更手続について
- 認定の取消を受けた者が、他の都道府県で認定研修を受講しようとした場合の確認方法について